

国土交通省の補助事業「地域交通グリーン化事業」

政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO₂)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

運輸部門における省エネの推進 → 2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを旨とする。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）

運輸部門におけるエネルギー起源CO₂削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達(支援の最終段階)
補助上限	車両・充電設備等価格の1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ 	電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー 	ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック 

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

事業 I			
事業の内容 ※1	電気バス等、燃料電池タクシー及び超小型モビリティの集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事业を行う場合における当該電気バス等、燃料電池タクシー及び超小型モビリティ又は電気自動車用充電設備等の導入（使用過程車の電気バス等への改造による導入を含む。）		
	電気バス等、燃料電池タクシーの新規導入（使用過程車の改造による電気バス等の導入を含む）	超小型モビリティの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの	1. 地方公共団体 2. 協議会 3. 民間事業者等 ※2	左記要件のどちらかを満たす者
補助対象経費	車両本体価格（電気バス等、燃料電池タクシーへの改造に要する経費を含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気バス等に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。	車両本体価格	1. 電気自動車用充電設備の導入費用 （1）急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） （2）非接触式充電設備の導入費用 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用 （本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。） 3. 車載器の導入費用 4. 電気自動車駆動用蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用等は除く。）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3 ただし、電気自動車用充電設備の導入費用のうち、工事費については実額（ただし別途定める上限額を超えるものは上限額）とする。		
補助率	1/3※3		
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （1）事業 I の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 （2）補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）		
補助金交付申請要件	第5条第1項に定める交付申請書の提出は、上記補助対象事業者要件を満たし、国土交通省自動車局長により、補助対象事業者としての認定を受けた者のみができる。		
備考	事業 I にあっては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。		

事業Ⅱ		
事業の内容	電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック及び電気自動車用充電設備等の導入（使用過程車の電気自動車への改造による導入を含む。）	
※1	電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラックの導入	電気自動車用充電設備等の導入
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、道路運送法第79条の登録を受けた自家用有償旅客運送者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの	
補助対象経費	車両本体価格（太陽光発電等駆動用蓄電池に動力源となる電気を供給する設備が組み込まれている場合は、その費用も含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を電気自動車に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。	1. 電気自動車用充電設備の導入費用 (1) 急速充電設備及び普通充電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池、工事費を含む。） (2) 非接触式充電設備の導入費用 2. 電気自動車用外部給電設備の導入費用（本体及び機器を構成するため必要となる付属品を含む。） 3. 電気自動車駆動用蓄電池の導入費用（本体価格以外のその他交換費用等は除く。）
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3 ただし、電気自動車用充電設備の導入費用のうち、工事費については実額（ただし別途定める上限額を超えるものは上限額）とする。	
補助率	電気自動車の導入…1/4 プラグインハイブリッド自動車の導入…1/5	1/4
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業Ⅱの実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）	
補助金交付申請要件	第5条第1項又は第3項に定める交付申請書の提出は、次の各号うち、第1号から、第3号又は第1号、第2号及び第4号の要件を満たす者のみができるものとする。 一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた者 二 電気自動車駆動用蓄電池の導入にあたっては、過去に自動車環境総合改善対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であって、蓄電池に一定の劣化が認められるものを対象とする。	
備考	事業Ⅱにあっては、地方公共団体等からの協調補助の交付を要しないものとする。	

事業Ⅲ	
事業の内容 ※1	優良ハイブリッド自動車、天然ガス自動車の導入（使用過程車の天然ガス自動車への改造による導入を含む。）
補助対象事業者要件	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして大臣の認定を受けたもの
補助対象経費	導入自動車の車両本体価格（天然ガス自動車への改造に要する経費を含む。） ※あらかじめ所有する使用過程車を天然ガス自動車に改造し導入する場合、当該車両の車両本体価格は補助対象外とする。
補助金の額	別に定める補助対象経費と通常車両価格の差額に補助率を乗じて得た額を上限とする。※3
補助率	1 / 3
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 事業Ⅲの実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額）
補助金交付申請要件	第5条第1項又は第3項に定める交付申請書の提出は、次の各号うち、第1号から、第3号又は第1号、第2号及び第4号の要件を満たす者のみができるものとする。 一 大臣が定める期間に地方運輸局長に対し補助金の交付予定枠の申請を行い、内定を受けた者 二 地方公共団体等からの協調補助の交付決定を受けた者 三 一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者が、天然ガストラック又は優良ハイブリッドトラックを単年度3台（自動車リース事業者から借り受ける台数を含む。）以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合又はグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等を取得している場合はこの限りではない。 四 自動車リース事業者その他これに準ずるものとして大臣が認定した者にあっては、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者に貸し渡す場合に、優良ハイブリッドトラック又は天然ガストラックを単年度3台以上導入するもの。ただし、経年車の廃車を伴う新車導入の場合はこの限りではない。